

## 陳述書

2026 年 2 月 24 日

住所

署名

## 1 はじめに

私は、国内で2度以上転居をしたことにより、国政選挙において投票することが出来ませんでした。その経緯とその時の心情について述べます。

## 2 転居の時系列およびその理由

私は、2005年3月に大学を卒業し、同4月に大手電機メーカーに就職しました。就職先の方針で試用期間は全寮制であり、寮に入らなければならなかったことから、就職に伴い、同月、東京都新宿区の自宅から茨城県ひたちなか市の会社寮へと転居しました。実態の居住地を寮に移すだけでなく、転居手続きを行いその証明を会社に提出することを指示されたため、住民票を移転しました。

次に、同年5月、正式配属先が決定となり、配属先である神奈川県厚木市に転居しました。この際も、会社寮に入り、同様に住民票を移転しました。

その後、同年7月、試用期間が終了しました。試用期間が終了して寮に住む必要がなくなったこと、寮は寮費の支払いが必要であり居住環境も良くないことから、寮を出て東京都新宿区の自宅に戻りました。この際も住民票を移転しました。

このように、2005年に、仕事の関係で、4月に新宿区からひたちなか市へ、5月にひたちなか市から厚木市へ、7月に厚木市から新宿区へと転居しました。

## 3 投票できなかった選挙

2005年9月11日に、第44回衆議院議員選挙が実施されましたが、これに投票することが出来ませんでした。

同居していた家族には投票所整理券が送られてきたものの自分には送られてこなかったため、転居の関係で前の住所宛になっているのだろうかと思いインターネットで調べたところ、3ヶ月以内に2回転居している場合はいずれの居住地でも投票が認められないことがあることを知りました。

## 4 投票できなかったことに対する思い

私は、選挙権を得てからこの時まで、地方選挙も含めて全ての選挙に投票してきました。

民主主義を体現する最大の権利であり、また憲法に書かれている民主主義を維持するための不断の努力を体現するための義務でもあると解釈し、その両面から極めて重要な行事であると考えているからに外なりません。それだけに、投票の権利が奪われるという事態に理不尽さを覚えました。それと同時に、業務で多忙であったこと、法律に詳しくなかったことから、今回の原告のように行動に移せなかったことを悔しく思っております。

日本人は転居を行っても日本人であることに変わりはありません。そして、国政選挙は地方選挙と異なり、日本人全員に等しく意思表示の権利があるはずです。この権利は海外在住者であっても、在外投票制度により手厚く保護されています。それにもかかわらず、国内で転居を複数回行っただけでその権利が剥奪されるということに理不尽さを覚えずにはいられませんでした。

私の事情のように、転居は本人の都合で行われるものとは限りません。本人の責に帰すべきでない事由により投票権を喪失するという点でも、このような制度は改正されるべきだと考えます。

以上